

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原 告 佐藤博文

被 告 国（処分行政庁 防衛大臣）

第 5 準 備 書 面

令和元年7月12日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

五 味 亮 一



吉 澤 淳



居 城 美佐子



竹 内 優 介



真 木 伸 康



梅 勝 卓



毎 隈 純





池 田 友 和





町 田 一 仁





濱本正美 


杉崎健二 


佐々木真秀路 

山本裕一 

瀬戸隆宏 

佐々木香保里 

大谷昌孝 

高野俊信 

略語等については、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 個人識別部分のうち、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない情報であっても、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる場合は、開示すべきでないこと

1 従前の被告の主張に対する原告の指摘

被告は、本件不開示部分のうち、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することはできないものの、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができることを主張した上で、本件不開示部分には、そのような情報として、方面、性別、職種、年齢、年齢区分、任用区分、学歴、手段、方法、時間、入隊後年、出身、既、未婚の別、妻、海外派遣、営内外、家族、単身赴任、単身、単身期間、連鎖性及び新職務があることを主張した（被告第3準備書面第1の2(2)ウ〔7ないし12ページ〕）。

これに対し、原告は、第6回弁論準備手続期日において、これらの項目のうち一つを開示しても、特定の個人を識別することができないのであれば、それは開示すべきである旨述べたため、以下において、原告の述べるところが誤りであることを必要な限度で補足する。

2 原告の指摘は誤りであること

個人識別部分のうち、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に、複数の項目が含まれている場合において、どの範囲の情報が個人識別情報であるかを検討するに当たって、ここでは、仮に、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別すること

ができないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることによって特定の個人を識別することができる情報に「A」、「B」及び「C」という項目が含まれており、「A」、「B」及び「C」という3つの項目によって特定の個人が識別することができるという事例を想定する。

このような事例において、情報公開法が何人に対しても開示請求権を認めていることを前提とし、原告が述べるように当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることによって特定の個人を識別することができる情報の一つを開示することとすれば、ある者には「A」という項目を、ある者には「B」という項目を、更にある者には「C」という項目を開示することがあり得る。そして、開示されたこれらの情報を併せれば、結局、「A」、「B」、「C」の項目を組み合わせることによって特定の個人が識別することができてしまう。このような結果は、情報公開法が何人にも開示請求権を認めつつも、個人識別情報を不開示情報とした趣旨に反することとなる。

したがって、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることによって特定の個人を識別することができる情報のうち、一つの項目のみであっても個人識別情報に該当するため、これを開示すべきではない。

第2 本件不開示部分の「原因」欄の幅が小さいものであっても、そこに記載されている情報を公にすることによって、個人の権利利益が害されるおそれがあること

1 裁判所の指摘

被告は、裁判所から、本件不開示部分の「原因」欄の幅が狭いことから、そこに記載されている情報量は相当少ないものであると考えられるため、そのような量の情報が公にされることによって個人の権利利益が害されるおそれがある

るといえるには疑問がある旨の指摘を受けた。

そこで、被告は、この点に関する従前の主張を補充する。

2 被告の主張

本件不開示部分の「原因」欄には、例えば、自殺した自衛官が罹患していた病名や借財の有無に関する記載がある。

このうち、罹患していた病名が自殺した自衛官のプライバシーに係る情報であることは明らかである。

また、借財の有無に関する情報にいう借財とは、通常自殺の原因とはならない借財（例えば、少額の借財や、高額であっても原因を知られることに通常支障はない住宅ローン等の借財）ではなく、ギャンブルによって負うことになった借財など、自殺した自衛官が周囲に秘匿したい原因によって生じたからこそ自殺の原因になり得る借財を意味することは、その項目の趣旨から明らかである。そのような借財の存在は、自殺した自衛官の名誉に関する情報である。

これらの情報は、特定の個人が識別できないものであったとしても、個人の人格と密接に関連する情報である以上、本人の同意なしに第三者に流通させることがあれば、本人の権利利益を害するおそれがある。そして、この情報は、自殺した自衛官に関する情報であり、その性質上、本人の同意を得て第三者に流通させるという事態を想定できない情報であること、死者に関する情報は、その遺族に関する情報ともいい得ることから、これを開示することは適切でない（なお、情報公開法5条1号の「個人」が、死亡した個人も含むことは、被告第1準備書面第3の1(3)〔8ページ〕で述べたとおりである。）。

このように、本件不開示部分の「原因」欄の情報は、その記載量が僅少であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、開示されるべきではない。

以上